

つくばみらい市立伊奈東小学校

令和6年度 伊奈東小学校いじめ防止基本方針

別添 【伊奈東小学校児童の「被害の恐れ」
に対する早期対応について 一指針一】



令和6年5月

つくばみらい市立伊奈東小学校いじめ防止基本方針

令和6年5月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識及び基本姿勢

(1) いじめの定義

この方針において、「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成26年6月20日「いじめ防止対策推進法」第2条第1項より）

と定義する。

(2) 基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことを前提として行うものとする。

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、本校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

(3) 基本姿勢

【いじめ防止のための5つの基本姿勢】

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。（アンケート、個人面談等）
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに、学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①マナーアップ運動（廊下の歩行、言葉遣い）

様々な人との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に配慮しようとする心情を高めるために、マナーアップ週間を設定し、自分の行動を改善するように努めさせる。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ピアサポートの考え方を生かした異学年交流の充実
- ・児童の自発的、自治的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな集団の中に認められる自分が存在するを感じることによって、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。（授業スタイルブックの活用）

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ア 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- イ 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には学年やブロック、職員終会における生徒指導報告等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ウ 普段と様子が異なる児童が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行って、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ 「学校生活に関するアンケート」を毎月1回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ認知もれゼロの学校・学級づくりを目指す。また、本人に関する記述にのみ目を向けるのではなく、兄弟に関する記述や友達に関する記述にも目を向け、丁寧な聞き取りを行った後、関係職員に報告し、対応していく。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ 学校や家庭でなかなか話すことができないような状況を想定し、「いじめ・体罰解消サポートセンター」等のいじめ問題等の相談窓口を積極的に周知する。

4 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (2) 被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- (3) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などの重大事態には、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」（校内いじめ対策委員会【通常】）

週1回全教職員で、いじめ問題をはじめ、問題傾向を有する児童や問題行動について、現状や指導についての情報の交換を行う。

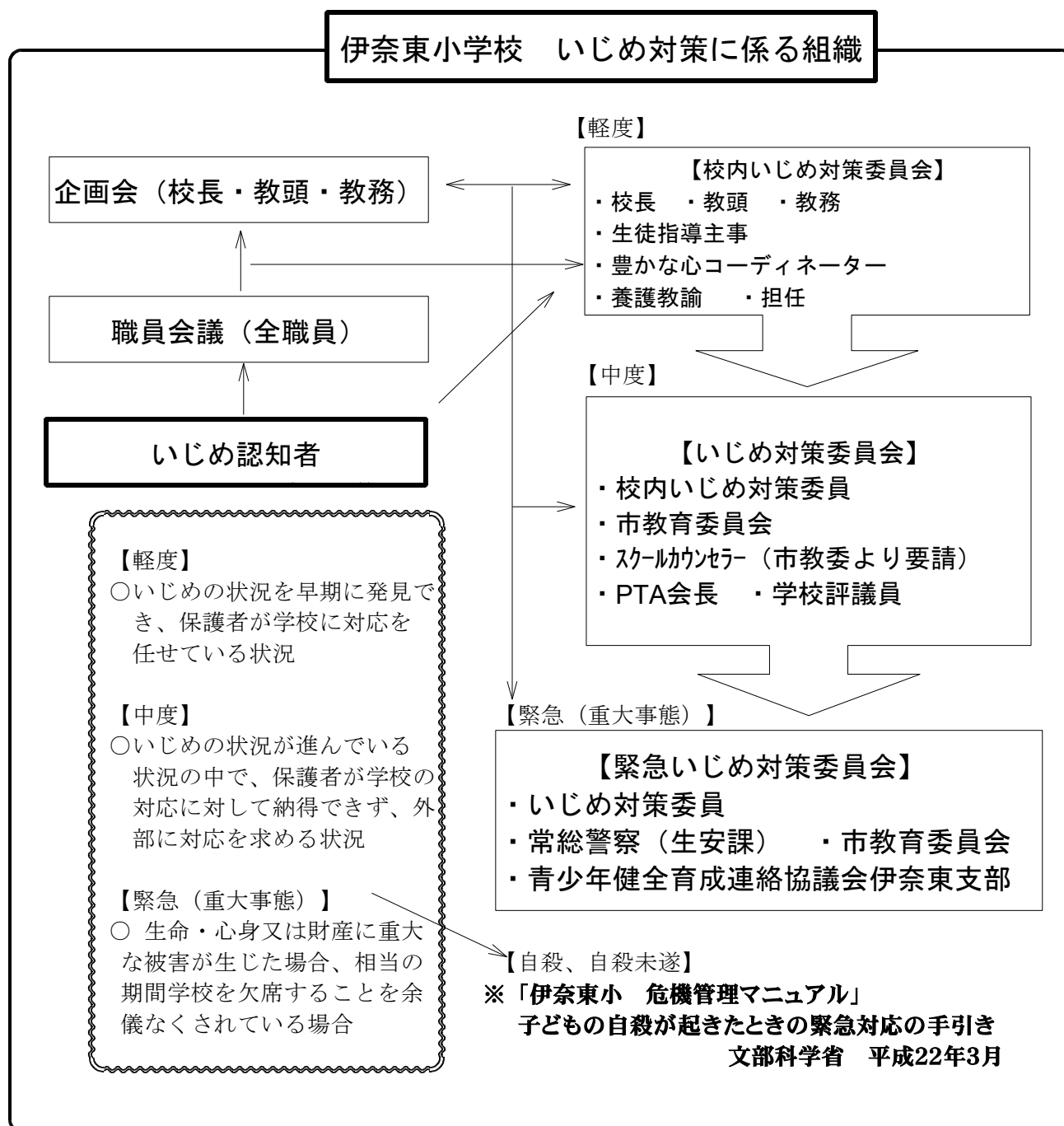
(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

① 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、通常は「校内生徒指導委員会」が兼ねる。状況によって、市教育委員会、スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員等の外部関係者の参加を得て「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

② 「緊急生徒指導委員会」

重大事態が発生したときには、その場の適切な処置をとるとともに、校長の指導を受け、「緊急生徒指導委員会」を設置する。「緊急生徒指導委員会」参加メンバーは以下の通りである。



つくばみらい市立伊奈東小学校児童の「被害のおそれ」に対する
早期対応について【指針】（令和6年4月）

1 日常の体制

- (1) 被害のおそれのある児童に対する早期対応を円滑に進めるため、日常から組織的な対応、学校外の組織との連携を進めるものとする。
 - ① 生徒指導主事は、毎月1回の学校生活アンケート調査を行い、児童の生活の様子について、担任及びその他の職員が状況の概要を把握できるようにする。
 - ② 担任は、調査結果を分析し、常に児童の精神的な不安を早期に察知できるよう努める。
 - ③ 日々の欠席状況は、養護教諭が児童の欠席状況を確認し、集計表に欠席者、欠席理由を明示し、校長・教頭・教務に報告する。
 - ④ 欠席1日目 担任は、欠席者に対して放課後に電話連絡等を入れ、状況の確認を行う。
 - ⑤ 欠席2日目 欠席の状況、理由等がはっきりしている場合は電話連絡か家庭訪問を行い状況の確認を行い、校長・教頭・教務に報告する。
 - ⑥ 欠席3日目 欠席の状況、理由等に関わらず、家庭訪問をし欠席児童の状況を目視をもって確認し、校長・教頭・教務に報告する。
- (2) なお、警察署との連携については、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」を適宜活用するものとする。

また、児童（生徒）に対しては、担任及び日頃から培う教職員との信頼関係を基礎に、教育相談を実施し、自身や友人について「被害のおそれ」がある等の情報を得たときは、教職員をはじめとする身近な大人及び各関係機関によく相談するよう指導し、学校からも、必ず外部の専門機関等に相談するようにする。

2 連続欠席等により「被害のおそれ」が生じたときの早期対応

- (1) 病気やけがなどの正当な事由がなく児童（生徒）が連続して欠席している場合、担任教諭・養護教諭等がチェックをした上で、
 - ① 3日を目安に緊急生徒指導部会を開き、対応について協議する。
 - ② 正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童（生徒）本人の状況の確認ができていない場合は、教育委員会へ報告する。
 - ③ 近隣小中学校等、他校との関わりの中での問題がある場合は、校長が中心となり、生徒指導主事が相手校と連携を図りながら、共同チームを立ち上げ、問題の解決に努める。

いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童（生徒）本人と会い、状況を確認するものとする。
- (2) なお、いずれの段階にあっても、事件性が疑われる場合には直ちに警察に相談・通報し、児童虐待が疑われる場合には直ちに市町村・児童相談所等へ相談・通告するものとする。

3 設置者への報告

- (1) ここに示している日数に関わらず、事案によってはこの日数が経過するのを待つことなく、速やかに設置者に報告するものとする。
- (2) また、出席していたとしても、学校外の集団（成人を構成員とするものを含む。）との関わりの中で、児童（生徒）に危険が及ぶおそれがある場合についても、設置者へ報告を行うものとする。

4 速やかな支援体制の構築

- (1) 設置者への報告後、速やかに当該児童（生徒）に対する支援体制を構築する。
 - ① 「所在不明の場合」
 - 職員・・・行動範囲内を巡回、地域からの情報収集、搜索
 - 担任・・・当該児童の家族、学校内外での交友関係等からの情報収集

- 生徒指導主事・・・警察及び市こども福祉課等関係機関と連携協力
 - 教務主任・・・P T Aとの連携への準備
 - 教頭・・・連絡、情報等の集約及び分析、スクールカウンセラー等の活用準備
 - 校長・・・報告をもとに判断、指示
- ②「家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合」
- 職員・・・行動範囲内を巡回、搜索
 - 担任、生徒指導主事・・・当該児童の家族、学校内外での交友関係等からの情報収集
 - 教務主任・・・警察及び市こども福祉課等関係機関と連携協力
 - 教頭・・・P T Aとの連携への準備連絡、情報等の集約及び分析
 - 校長・・・報告をもとに判断、指示



行方不明が疑われる場合

- 引き続きその所在の把握に努める。
 - 個々の事案に応じて速やかに警察に相談するものとする。
 - 電話や家庭訪問等により連絡・接触できない家庭に属する児童（生徒）など居住実態が把握できない児童（生徒）については、平成26年12月26日の副大臣会議取りまとめ及びこれを踏まえた通知「居住実態が把握できない児童への対応について（通知）」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初初企第53号、雇児総発0316第1号）や「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について（通知）」（平成25年3月1日付け24初初企第68号）に基づく対応により、市町村内及び市町村間での情報提供や、関係機関等との連携によりその所在確認
- ③「学校外の集団との関わりがある場合」
- 上記①、②を通じて当人の所在が確認されたものの、学校外の集団との関わりの中で「被害のおそれ」が残る場合には③の対応に移行する。
- ※ 学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある場合
- ・児童（生徒）のS O Sにつながりうる情報を幅広く収集することに努めるほか、警察署や少年サポートセンターとの連携を図り、不良交遊関係の解消等に向けた対策を推進するものとする。また、他の生徒、保護者、地域の人々等から広く情報収集を進めるものとする。
 - ・その上で、警察等との関係機関と連携し、体制を組みつつ、「被害のおそれ」を取り除くよう努めるものとする。
 - ・また、P T A、地域の人々、関係機関等と連携して当該集団に属する児童（生徒）を指導し、被害を防止するよう努めるものとする。
 - ・なお、当面の「被害のおそれ」はなくなっても、欠席が続く場合には④の対応に移行するものとする。
- ④ 欠席が続く場合
- ・完全に自室に閉じこもり、両親も十分に状況を把握できない場合や自傷行為の危険性がある場合などについては、担任教員、生徒指導担当教員、養護教諭等の関係教員が管理職の指示の下、組織的に関わりながら、スクールカウンセラー等も適切に活用し、当該児童（生徒）の安全を確認しながら状況に応じた支援を実施するものとする。さらに、民間機関、福祉、医療の関係機関などとも連携し、組織的・計画的な支援を推進していくものとする。（必要に応じ、他の児童（生徒）や保護者等から情報収集するものとする。）